

# 甲佐町耐震化緊急促進アクションプログラム2026

## 1 目的

甲佐町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、改修事業者の技術力向上、町民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、甲佐町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化にかかわる取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

## 2 位置付け

アクションプログラムは、甲佐町耐震改修促進計画第3章3-4（7）に基づき策定する。

## 3 令和8年度の計画

取組内容	<p><b>【財政的支援】</b></p> <p>耐震診断に係る費用の一部を助成し、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された住宅について、耐震改修設計、耐震改修工事、建替え工事、耐震シェルター工事を行う住宅所有者に対して補助を行う。</p> <p><b>【普及啓発等】</b></p> <p>① 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・令和8年度は町全ての住宅所有者にダイレクトメールを送付（固定資産税の納税通知書に啓発チラシを同封）</li></ul> <p>② 耐震診断実施者に対する耐震化促進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・耐震診断結果報告時にリーフレットの配布</li><li>・耐震診断後一定期間を経過しても耐震改修等を行っていない者にダイレクトメールを送付</li></ul> <p>③ 改修事業者の技術力向上等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・県や関係機関と連携した、耐震改修に関する技術講習会を年1回以上実施</li><li>・工事業者情報を安易に取得できるよう、耐震診断結果報告時に配布するリーフレットにリフォーム評価ナビ等、国交省補助事業採択サイトのアドレスを記載</li></ul> <p>④ 一般への周知普及</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・広報誌を活用し補助事業の周知を実施</li></ul>
------	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役場庁舎ギャラリーにおいて補助事業のブース展示を実施</li> <li>・補助事業に関するリーフレット等の作成・配布</li> </ul>	
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断：3戸</li> <li>・耐震改修設計費補助：0戸</li> <li>・耐震改修工事費補助：0戸</li> <li>・建替え工事費補助：0戸</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震設計改修工事一括補助：1戸</li> <li>・建替え設計工事一括補助：1戸</li> <li>・耐震シェルター工事補助：0戸</li> </ul>

#### 4 前年度（令和7年度）実績・自己評価

実績	<p>【財政的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断：1戸</li> <li>・耐震改修設計費補助：0戸</li> <li>・耐震改修工事費補助：0戸</li> <li>・耐震設計改修工事一括補助：0戸</li> <li>・建替え設計工事一括補助：0戸</li> <li>・耐震シェルター工事補助：0戸</li> </ul> <p>【普及啓発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌に補助事業を掲載して周知 1回（4月号）</li> <li>・町全ての、住宅所有者にダイレクトメールを送付し周知</li> <li>・耐震化補助事業チラシ全戸配布（2回）、防災無線による周知</li> </ul>
自己評価	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある。</li> </ul> <p>【改善策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての住宅所有者にダイレクトメールを送付（固定資産税の納税通知書に啓発チラシを同封）を行い、補助制度の周知を図る。</li> <li>・防災イベント等における自治会と連携した普及啓発や、補助制度チラシ町内全戸へ配布及び窓口に設置、補助制度周知ポスターの掲示など、引き続き、各種補助制度を積極的にPRする。</li> </ul>